の五第二項、第四十七条の七、第四十七条の八第一項、第四十八条の十七第一項、第四十八条の二十四、第五十七条、第六十六条第一項、第六十七条の二から第六十九条まで、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条第一項及び第三項、第七十二条の二第一項、第九十二条第四項、第九十三条、第九十五条の二、第九十六条第五項前段の項中「第四十七条の七」を「第四十七条の七第一項」に改める。

第四条第一項第十七号及び第二章の二の章名中「違法放置物件」を「違法放置等物件」に改める。

第十九条の五の見出し及び同条第一号中「違法放置物件」を「違法放置等物件」に改め、同条第二号中「違法放置物件」を「違法放置等物件」に、「の放置されていた」を「が放置され、又は設置されていた」に改め、同条第三号及び第四号中「違法放置物件」を「違法放置等物件」に改める。

第十九条の六の見出し中「違法放置物件」を「違法放置等物件」に改め、同条第一項第二号中「係る違法放置物件」を「係る違法放置等物件」に、「違法放置物件の占有者等」を「違法放置等物件の占有者等」に改め、同条第二項中「保管違法放置物件一覧簿」を「保管違法放置等物件一覧簿」に改める。

第十九条の七（見出しを含む。）中「違法放置物件」を「違法放置等物件」に改める。

第十九条の八の前の見出し中「違法放置物件」を「違法放置等物件」に、同条中「違法放置物件の」を「違法放置等物件の」に、同条各号中「違法放置物件」を「違法放置等物件」に改める。

第十九条の九第一項及び第二項中「違法放置物件」を「違法放置等物件」に改める。

第十九条の十の見出し中「違法放置物件」を「違法放置等物件」に改め、同条中「違法放置物件を」を「違法放置等物件を」に、「違法放置物件の占有者等」を「違法放置等物件の占有者等」に、「その違法放置物件」を「その違法放置等物件」に改める。

第十九条の十一の見出し及び同条第二項中「違法放置物件」を「違法放置等物件」に改める。

（道路整備特別措置法施行令の一部改正）

第二条　道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表第三十二条第二項、第三項及び第五項、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十九条の二第一項、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項、第四十条第二項、第四十三条の二、第四十四条第四項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の七、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の五第二項、第四十八条の八第二項、第四十八条の九、第四十八条の十、第四十八条の十二、第四十八条の二十四、第六十六条第一項、第六十八条、第六十九条、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条の二第一項、第八十七条第一項、第九十一条第三項、第九十六条第五項の項中「第四十七条の七」を「第四十七条の七第一項」に改め、同条第二項の表第十八条第二項、第二十条第五項、第二十一条、第二十二条第一項、第二十二条の二、第二十三条第一項、第二十四条、第二十四条の二第三項、第二十四条の三、第二十八条第一項及び第三項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十九条まで、第三十九条の二第一項及び第五項から第七項まで、第三十九条の三第一項及び第三項、第三十九条の四、第三十九条の五、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五、第四十七条の八、第四十七条の十一第一項及び第三項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の二、第四十八条の三、第四十八条の五第三項、第四十八条の七、第四十八条の八第二項、第四十八条の九、第四十八条の十一第二項、第四十八条の十二、第四十八条の十七第一項、第四十八条の二十第一項から第三項まで、第四十八条の二十四まで、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条から第六十二条まで、第六十六条第一項、第六十七条の二から第六十九条まで、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条の二第一項、第七十三条第一項から第三項まで、第七十五条第四項及び第五項、第七十六条、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十条第二項、第九十一条第二項及び第三項、第九十二条第四項、第九十五条の二、第九十六条第三項から第五項まで、第百三条第四号及び第五号、第百四条第一号、第三号及び第四号、第百五条、第百六条第一号の項中「第四十七条の五」の下に「、第四十七条の七第二項」を加える。

第十六条の表第三十二条第二項、第三項及び第五項、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十九条の三第一項、第三十九条の四第一項から第三項まで及び第五項、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項から第三項まで、第七十五条第四項及び第五項、第七十六条、第八十六条第二項、第九十条第二項、第九十一条第二項及び第三項、第九十二条第四項、第九十五条の二、第九十六条第三項から第五項まで、第百三条第四号及び第五号、第百四条第一号、第三号及び第四号、第百五条、第百六条第一号の項中「第四十七条の七」を「第四十七条の七第二項」に改める。

（高速自動車国道法施行令の一部改正）

第三条　高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号ロ及び第二項中「第四十七条の七」を「第四十七条の七第一項」に改める。

第十二条の表第二十一条、第二十二条第一項、第二十二条の二、第二十三条第一項、第二十四条、第二十四条の三、第二十八条第一項及び第三項、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十九条まで、第三十九条の二第一項及び第五項から第七項まで、第三十九条の三第一項及び第三項、第三十九条の四第一項から第三項まで、第三十九条の五第一項、第三十九条の六第一項から第三項まで、第三十九条の七第二項及び第四項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十三条の二、第四十四条第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条第三項、第四十七条の二第一項及び第五項、第四十七条の四、第四十七条の五、第四十七条の八、第四十七条の十一第一項及び第三項、第四十八条第二項及び第四項、第四十八条の二、第四十八条の三、第四十八条の五第三項、第四十八条の七、第四十八条の八第二項、第四十八条の九、第四十八条の十一第二項、第四十八条の十二、第四十八条の十七第一項、第四十八条の二十第一項から第三項まで、第四十八条の二十四まで、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条から第六十二条まで、第六十六条第一項、第六十七条の二から第六十九条まで、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第三項まで及び第五項、第七十二条の二第一項、第七十三条第一項から第三項まで、第七十五条第四項及び第五項、第七十六条、第八十六条第二項、第九十条第二項、第九十一条第二項及び第三項、第九十二条第四項、第九十五条の二、第九十六条第三項から第五項まで、第百三条第四号及び第五号、第百四条第一号、第三号及び第四号、第百五条、第百六条第一号の項中「第四十七条の七」を「第四十七条の七第一項」に改める。

附　則

この政令は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十八年九月三十日）から施行する。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年九月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百十三号

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の規定に基づき、この政令を制定する。